令和８年度 樋の口浄水場沈殿汚泥搬出業務

仕　　様　　書

弘前市上下水道部上水道施設課

第１条（適　用）

本仕様書は、弘前市上下水道事業弘前市長（以下「発注者」という。）が委託する表題の業務（以下「本業務」という。）に適用する。

第２条（目　的）

本業務は、樋の口浄水場の汚泥貯留池に堆積した含水率８５％以上の汚泥を第２天日乾燥床へ搬出するものである。

第３条（法令等の遵守）

１　受注者は、本業務の実施に当たり関係する法令、条例、規則等（以下「関係法令等」という。）を遵守する。

２　受注者は、資格等（資格、検定、認定等）を、必要とする作業は、当該資格等を有するものに行わせなければならない。

「関係法令等」とは、水道法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、地方公営企業法、労働基準法、労働安全衛生法、道路法、道路交通法、河川法、環境基本法、水質汚濁防止法、建築基準法、災害対策基本法、消防法、高圧ガス保安法、電気事業法、計量法、騒音規制法、電波法、その他関係する法令、条例及び規則をいう。

第４条(基本事項)

１　本業務は、契約書、仕様書及び図面に基づいて行う。

２　本仕様書及び図面に明示されていない事柄であっても、本業務を遂行する上で、当然必要とされるものは行うものとする。

３　本仕様書等に疑義がある場合は、発注者と受注者との協議によりこれを解決するものとする。

第５条（作業計画書の提出）

受注者は、業務の実施にあたり、作業計画書を作成し、契約締結後速やかに発注者に提出しなければならない。

作業計画書には、次の各号に掲げる事項について、記載するものとする。

１）作業実施工程表

２）搬出方法

３）作業組織表

４）安全管理体制

５）緊急時の体制

６）青森県の産業廃棄物運搬業許可証の写し

７）運搬車の車検証及び保険の写し等

８）その他必要な書類

第６条（担当職員）

担当職員は、本仕様書に定めるもののほか、必要に応じ業務の履行に立合い、受注者に対し指示等を行うことができる。

第７条（安全管理）

１　受注者は、業務の実施に当たり、関係法令等を遵守し労働災害、公衆災害等の防止に必要な措置を講じ、常に安全管理に努める。

２　受注者は、業務の実施に当たり、酸素欠乏危険箇所及び薬液等の漏洩が予想される箇所、高所・地下並びに道路上での作業、その他、特に危険が予想される箇所での事故防止に努める。

３　受注者は、火気を使用する場合、消防法による十分な防火措置を講じる。

第８条（衛生管理）

受注者は、水道施設構内又はその付近で業務を行うに当たっては、水道法等関係法令を遵守し、衛生管理には十分注意する。

第９条（作業時間）

本業務の作業時間は、発注者の規定に従う。ただし、時間外作業を行う場合は事前に発注者の承認を得るものとする。

第１０条（運搬車等必要機器の準備）

受注者は、適切かつ能率的に業務を遂行するため、必要な機材を用意し、発注者の業務に支障を与えないよう、努めなければならない。

第１１条（搬出量の検収）

汚泥搬出量の算出は土砂及び汚泥搬出後、第２天日乾燥床への運搬におけるマニフェストによるもの及び運搬車の積載物を測定した値によるものとする。この場合において、必要に応じて吸引車の搬出時、投入時の状況等を撮影する。

第１２条（工程等の打合）

受注者は、発注者と工程等について事前に打合せをする。

第１３条（業務対象場所）

本業務を行う対象場所は別紙のとおりである。

第１４条（業務期間及び予定数量）

１　本業務期間は別紙のとおりである。

２　運搬する汚泥の数量は別紙のとおりであり、変更する場合もある。

第１５条（マニフェスト）

本業務は紙マニフェストにより管理を行い、使用されるマニフェスト用紙は、受注者の負担とする。

第１６条（事故及び機器の不具合）

本業務実施時及び終了後、受注者の責任に帰する事故及び機器の不具合については、受注者の責任と負担によりすみやかに処置し、発注者の確認を得る。ただし、責任の所在が明確でない場合は、その都度、発注者と受注者と協議のうえ決定する。

第１７条（業務完了報告書）

受注者は、業務を完了したときは、次の書類を業務完了報告書として１部発注者に提出しなければならない。

１）汚泥運搬数量報告書

２）作業写真

３）産業廃棄物管理台帳

４）マニフェスト

第１８条（環境配慮）

受注者は、弘前市が実施する環境配慮に係わる取り組みへの協力要請に対して、可能な限りこれに協力すること。なお、特記仕様書で指定されている項目以外については、あくまでも協力のお願いであり、取り組みを強制するものではない。

第１９条（暴力団又は暴力団関係者による不当介入に対する通報・報告義務）

受注者は、受注者及び下請負人に対して暴力団又は暴力団関係者による不当介入があった場合は、警察及び発注者へ通報・報告しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

第２０条（その他）

受注者は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに、業務の遂行に当たって「弘前市情報セキュリティポリシー」を遵守すること。

令和８年度 樋の口浄水場沈殿汚泥搬出業務　別紙

１．業務理由

　樋の口浄水場の汚泥貯留池に堆積している沈殿汚泥を第２天日乾燥床まで搬出するものである。

２．業務対象場所

樋の口浄水場　　：　弘前市大字樋の口町　地内

【搬入場所】

第２天日乾燥床　：　弘前市大字茜町　地内

３．業務期間

契約締結日翌日から令和９年１月２０日まで

４．業務対象施設

1）樋の口浄水場　　・・・汚泥貯留池

５．業務内容

業務対象施設	搬出 予定数量	対象面積	備考
汚泥貯留池	1,035　㎥	対象面積：　1,700㎡	
合　　計	1,035　㎥	（令和８年度予定数量）	

※詳しい業務対象施設は図面のとおり